

2. (1) 令和元年度 改善意見への対応状況(中間報告)

令和元年度改善意見(令和元年7月18日)	実施状況(中間報告)
<p>(1) 補助金審査業務の平準化への継続的な取組み</p> <p>平成30年度の補助金審査は、前倒し審査が可能な補助事業を選定して現地審査の時期を早めたことにより、これまでに比べ補助金審査業務の平準化が図られた。このことを当該年度だけのものとせず、前倒し審査の実施等による補助金審査業務の平準化に継続的に取り組むこと。</p> <p>(2) 鉄道助成関係職員の実践的な人材育成</p> <p>補助金審査業務の適正かつ効率的な実施のためには、鉄道助成関係職員の実践的な能力の一層の向上が重要である。このため、鉄道助成関係職員の研修を含めた人材育成に関し、実践的なスキルアップの観点から、見直しの必要性について検討を行うこと。</p>	<p>○補助金審査業務の平準化への継続的な取組みを図るため、補助金担当者連絡会において前倒し審査実施についての検討を行い、「前倒し審査実施方針」を策定するとともに、前倒し審査を実施する標準事例を担当者間で共有した。</p> <p>当該方針を基に、補助事業の状況に応じて、各補助事業者と前倒し審査の実施について調整をし、一部実施しているところである。</p> <p>○より実践的なスキルアップを図るため、補助金審査において、経験豊富な職員に審査経験の浅い職員が同行し、指導を受けながら業務経験を積む仕組みが可能か、OJTを試行的に実施している。</p> <p>今後は、研修受講者の意見を踏まえ、従来の研修及び試行的に実施しているOJTが実践的なスキルアップに繋がっているかどうかについて効果を把握し、研修を含めた人材育成の見直しの必要性について検討することとしている。</p>

(3) 消費税率引上げに対する適正な対応の確保

令和元年10月に予定されている消費税率の8%から10%への引上げに関し、助成対象事業における対応状況を補助金審査で確認し、適正な対応が図られていることを確実にすること。

○消費税率引上げに対する適正な対応を確実なものとするため、補助金担当者連絡会において適用税率の確認を徹底するとともに、令和元年度の重点審査項目の1つに位置付けた。

また、全国6か所で開催した補助金実務説明会において、補助事業者に対し、消費税率引上げに対して適正に対応するよう注意喚起を行った。

なお、令和元年7月9日に、初めて補助金審査業務に携わる職員を中心に実施した企業会計制度についての研修において、契約時期等に応じた適用税率も含め消費税についての知識を習得させた。

2. (2) 令和元年度 補助金審査計画(案)

(資料2-2)

○基本方針

- ▽ 額の確定を行うすべての補助事業を対象に原則として現地審査を実施する
(ただし、業務の効率化の観点から、事業内容が簡易なもの(設計契約のみ等)である場合などは、
書面審査のみで実施)
- ▽ 客観的な判断による審査を行うため、複数の審査員で審査を行う
- ▽ 適正な審査及び審査業務のノウハウ承継のため、審査経験が少ない者と豊富な者を考慮した
体制とし、実際の補助金審査業務を通じて審査員のスキルアップを図る
- ▽ 現地審査集中時期対策として、前倒し審査を実施するなど現地審査の平準化を図る
- ▽ 審査業務を効率的、重点的に行うため、重点審査項目に基づき、現地審査を実施する
- ▽ 契約件数が一定程度を超える事業等については、抽出方針により抽出審査を行うこと
ができるものとする
- ▽ 現地審査時に支払証拠書類の確認が出来なかった契約や未竣工の事業の竣工確認等について、
事後確認を徹底する

○審査行程

- ▽ 当該年度の事業が未完了であっても、補助事業者との調整が整った案件から順次計画
- ▽ 近傍地域にある複数の対象事業者については、同一週に組み込む等の調整を行い計画
- ▽ 事務所と実施現場間等を効率的に移動できるような行程を計画

○令和元年度重点審査項目

1. 施工状況

適用される基準等に準じた施工となっているか、補助事業の効果が十分に発現できているか等、施工状況の確認を徹底する。

2. 補助対象範囲

支障移設工事や補償工事等、補助事業に附帯して行われる工事については、事業範囲や補助事業としての必要性の確認を徹底する。

3. 消費税

契約時期(契約変更時期を含む)、契約後の変更内容、引渡時期を確認の上、適用税率が適正かの確認を徹底する。

○抽出方針

〈抽出審査を行う基準〉

契約件数が一定程度を超える事業等については、抽出審査を行うことができるものとする。

〈抽出する際の配慮事項〉

- ①「工事」、「調査・設計・測量」、「機械器具・設備」、「用地の取得等」、「建物移転等の補償」、「物品・材料購入等」の各契約種別から一件以上抽出する。
- ②抽出審査件数は、過去の実績も踏まえ決定する。(一事業者当たり20件程度以上)
なお、抽出審査においても審査の過程において、疑義が認められた場合には、追加の抽出審査を行うことがあり得る。
- ③事業内容を勘案しつつ、抽出審査金額/全審査対象金額の割合を可能な範囲で高める。(四分の一程度以上)

○前倒し審査実施方針

〈前倒し審査実施方針〉

補助事業の状況に応じて、補助事業者の協力が得られる場合には、可能な限り前倒し審査を実施する。

〈前倒し審査標準事例〉

- ①継続事業の内、前年度の現地審査において問題が無かったもの
※必ずしも現場調査を年度末に行う必要が無いものは、現場調査を前倒し
- ②設計・調査のみの事業の内、現場調査が必要なもの
※補助対象・対象外の整理の確認等が必要なものは、現場調査を前倒し
- ③早期(12月以前)に全契約締結が完了しているもの。
※しゅん工・支払関係以外の書類等の審査を前倒し